

アストのなっとく講座 ～住宅修理サービスにご注意!!編～

 寿寿 (じゅじゅ)・・・しっかり者のお姉さん猫
 はっば・・・わがまま、気まぐれな妹猫

 「保険が使える」という住宅修理サービス、聞いたことないかしら？最近では、長野県内でも見聞きすることがかなり増えたの。それにまつわる、色々なトラブルの報告もね。

 あ、知ってるー!!お家に実際にセールス来たって話も聞くわよね。

トラブル① 自己負担ゼロを強調!

 業者は「保険金を使えば無料で修理できます。保険申請も代行します。」「自己負担はゼロです!」という謳い文句で修理を勧めてくるの。実際に修理をしてしまい、実は保険の支払対象外だった!という事が発覚したら・・・? 修理代は、全額が「自己負担」!!

ここで火災保険の仕組みをおさらい!

 火災保険とは、火災や自然災害などの一定の偶発の事故によって住宅等に生じた損害に応じて保険金を支払う保険のこと。したがって、ただ古くなってしまった経年劣化による住宅の損傷は、自然災害などの事故による損害ではないので保険金支払いの対象とはならない。

 こんな結果になっても「自己負担はゼロです!」なんて言った業者の人は、なんの責任も取ってくれないの・・・。

トラブル② 強引な契約

 「このままでは危ないので、早く修理しましょう。契約書はあとで持てきますから・・・。」などと不安をあおり修理を急がせるので、つい修理依頼をしてしまうことが多いの。その後思いとどまって業者にキャンセルの連絡をすると、キャンセル料として見積額の50%が請求された!なんてことが。

 なにそれ!契約書は貰ってないし、何の説明もしてくれてないのにひどいじゃない!

 キャンセル料以外にも「保険金請求の手数料として保険金の30%～50%を支払う」と明記している事例が多いの。保険金請求のサポート手数料なんて、損害保険の補償対象ではないわよね。実際保険会社から支払われた保険金で修理工事代金と保険金請求サポート手数料のすべてを賄おうとすると、手数料の分だけ修理工事費用を削らざるを得ないことに・・・。

トラブル③ 保険会社に嘘の理由で保険金請求が行われている可能性!

 「古くなったところも、先日の台風のせいにして、保険金を請求しちゃいましょう!」なんて言われて、嘘の理由で業者が保険会社に保険請求をすることがあるの。保険請求が嘘の理由によるものと判明した場合、契約が解除される可能性や、支払われた保険金の返金を求められる可能性が。場合によっては、契約者であるあなたが刑事罰(詐欺罪)に問われちゃう可能性まで・・・!

 ちょっと!こーんな悪徳業者、許されるの?!

 と、思うんだけどね。増え続けているのが実際のところなの。きっかけは訪問による勧誘が80%を占めていて、被害に遭った相談者は70歳以上の高齢者が多いんですって。

 許せないこや!

消費者の皆さんへのお願い

- ①「保険金を使って自己負担なく修理できます」と勧誘されてもすぐに契約しない。
- ②訪問された場合や電話で勧誘を受けた場合は、契約書面を受け取ってから8日以内であればクーリング・オフによる契約解除をすることができる。
- ③保険契約の内容や必要書類を確認し、まずは保険会社に相談!

 まずはご自身が加入している保険契約の内容や損害の内容について確認して、契約している保険会社や代理店に相談しましょう。保険会社や代理店は保険請求に手数料なんて取らないんです。保険請求をして手数料を取る業者がいた場合、まず「怪しい!」と思ってもらっていいですよ。

 コロナ禍でみんな大変なのに!何考えてんのよ、もう!

 本当にね。こんなの許しちゃいけないのです!ご自身やご家族の皆さんに、しっかり気を付けていただくようお願いして欲しいのですよ。

アストのほけん ☎ 0120-57-2760

長野県諏訪市南町10-5 ■定休日/日曜日・祝日 ■営業時間/10:00～19:00
E-mail:ast@view.ocn.ne.jp HP:https://astnohoken.com/